

平成25年度 議会運営委員会行政視察報告書

1. 視察日程

平成25年7月31(水)～8月2日(金)

2. 視察先及び目的

- (1) 神奈川県小田原市
議員定数及び議会報告会等について
- (2) 静岡県島田市
議員定数及び議会報告会等について
- (3) 三重県四日市市
通年議会及び議会報告会等について

3. 視察参加者

| | | | |
|-----|---|----|------------|
| 委員 | 長 | 大藤 | 匡文 |
| 委員 | | 齊藤 | 義明 |
| 委員 | | 村井 | 孝彦 |
| 委員 | | 末包 | 保広 |
| 委員 | | 松田 | 実 |
| 委員 | | 中河 | 哲郎 |
| 議長 | | 大前 | 寛乗 |
| 副議長 | | 若杉 | 輝久 |
| 同行 | | 加藤 | 悟史 (副市長) |
| 随員 | | 宮川 | 滋義 (議会事務局) |

【1日目】 7月31日（水曜日）

神奈川県 小田原市

「議員定数及び議会報告会等について」

【内容】

1. 議員定数

小田原市議会は、平成21年7月から議会を活性化することを目的に、議会改革の検討を実施した。この際に平成23年4月に実施される統一地方選挙を控え、平成22年6月からは議員定数について代表者会議で協議、検討を重ね、下記理由により現状維持との結論に全会派一致した。

《現状維持とする主な理由》

- ① 住民代表機能の維持－これ以上の定数削減は議会制民主主義の原理に支障
- ② 執行部に対する監視機能・政策提言機能の強化－これ以上の削減は行うべきではない
- ③ これまでの削減実績－市の人口をはじめ客観的状況に大きな変化は認められない
- ④ 類似都市との比較による妥当性－現在の議員定数は水準的

追記 「議員定数の削減は、単に一部住民の議会不信を軽減するための手法の一つでしかない」という識者の指摘も否めない。

2. 議会報告会

平成25年4月から議会基本条例を施行し、同条例にも議会報告会について規定している。その際には市民意見の募集を行い、「〇回以上開催する」と明記すべきだとした意見も寄せられたが、「議会報告会を必要に応じて開催すること」と規定することにより、必ず開催する意思を表しているとして修正は行わなかった。

（1）開催方法

市民が参加しやすい環境を整えるため、原則として市域をブロックに分けて地域毎に開催

（2）報告内容

- ・議案の審査に関する事項
- ・議会の活動に関する事項
- ・その他議長が必要と認める事項

(3) 議会報告会の構成

- ・ 報告会はブロック毎に班に分かれて行い、議長及び副議長を除く議員はいずれかの班に属する
- ・ 議長及び副議長は班に属さず、原則すべての会場に出席する

(4) 議員の発言

- ・ 報告等行う場合、議会における決定事項等を述べることとし、会派や議員個人の見解を述べない。ただし、質疑応答において特に個人的見解を求められた場合にはこの限りではない

(5) その他

- ・ 報告会において、必ず質疑応答は行う

【質疑応答】

1. 議員定数

Q：財政面での議員定数・報酬の議論の有無は。

A：財政面での議員定数削減・報酬等に関する議論はない。

Q：市民説明会、市民アンケート等での定数削減の意見はなかったのか。

A：議会基本条例の説明会で、議員定数の増加・削減について各1人から意見があったが一過性。

Q：短期間で議員定数を現状維持としたことへの市民の反応はどうか。

A：議員定数の削減が議会改革との風潮があるが、基本は議会の地位役割を明確にして、市民の意識改革と理解が重要。

2. 議会報告会

Q：議会報告会では何か報告しなければとの思いより、行政報告になりがちではないか。

A：議会報告会での市民要望は宿題とし、理事者への伝達と共に議員間での周知が重要で、課題として政策提案とするまで議論すべきか。ただ、一部の市民の要望かどうかの整理、検討が必要である。

Q：市民の意見の処理や対処はどうしているのか。

A：市民との討論はテーマが必要で、共有できるテーマの選定がポイント。

【視察を終えての所見】

1. 議員定数

- ・ 財政上にもゆとりがあり、かつ本来神奈川県下の自治体が人口に対して議員定数が低い現状であり、全会派一致で本来の議会の地位、役割をもつての明確な理由付けで市民に対し現状維持を言えることが印象的である。
- ・ 議会そのものも、また議会と市民の関係も十分に成熟しており、それが即本市に当てはまるかは疑問がある。やはり、坂出は坂出の状況にあった実施要領が必要であり、この際定数削減ありきの議論の前に、財政上の問題、市民の声・要望といった、その必要性なりの根拠を明確にすべきである。
- ・ 議会事務局からの「議員定数の削減があたかも議会改革との風潮は誤りであり、議会の地位役割について市民側の意識改革が必要」との発言は力強さと頼もしさを感じた。

2. 議会報告会

- ・ 広報広聴の充実より、会議の審議の内容や結果報告と共に市政の課題に対する市民の意見を把握し、政策立案に生かすという目的は同じでも、結果として広範な意見、要望の持ち帰り場、あるいはサイレントマジョリティ的な議会制民主主義を逸脱した場になり得るという懸念は共有した。
- ・ 何か報告しなければとの思いから行政報告になりがちであり、今後はその報告内容と「テーマ」を設定した市民との意見交換について検討が必要である。
- ・ 持ち帰りの宿題等については、全議員への周知と共に議員総会や関係委員会での議論をもって、速やかな峻別処理を心がける必要がある。
- ・ 報告会の環境づくり、特に雰囲気、実施時間帯、議員の適宜の役割（毎回同じが現状）等に進捗、発展を期することが重要と思料する。



【2日目】 8月1日（木曜日）

静岡県 島田市

「議員定数及び議会報告会等について」

【内容】

1. 議員定数

平成24年7月、8月に島田商工会議所・商工会・自治会長連合会・青年会議所から議員定数の削減等に関する陳情書が提出され、特別委員会を設置、審議を行った（当時の議員定数は23人）。

《検討項目》

特別委員会では、適正な議員定数を導き出すための論点として、以下の①から⑦までの事項に着目し、各会派による協議と特別委員会での審議を交互に進めていく中で議論を深め、結論付けを行った。

- ① 人口規模に応じた定数
- ② 市域に応じた定数
- ③ 県下各市との比較
- ④ 市の財政状況から見た定数
- ⑤ 委員会審議の充実（委員会審査において議論ができる人数）
- ⑥ 市政運営に対する監視機能の強化（市政執行の監視、評価に必要な人数）
- ⑦ 市民意見の反映

《審議結果》

- ① 議員定数については理論的根拠や明確な基準はないが、多くの議会が「行政改革」等の観点から議員定数を減少しており、市内4団体の陳情の趣旨を真摯に受け止め、議会自らが率先して定数の削減を行う必要がある。
 - ② 議会は、多面的な視点から議論をする場であり自由闊達かつ十分な討議を行える人数を確保する必要がある。また、現在の常任委員会制度を堅持しつつ、委員会審査を重視する立場から、1常任委員会6人から7人が妥当。
 - ③ 市民の理解を得るためには、近隣市と比較する必要がある。
- ⇒ 最終的に議員定数案を21人、20人、18人の3案に絞り込み採決。結果、議員定数案20人が賛成多数となった。

2. 議会報告会

- 議会報告会は議会基本条例制定前の平成 20 年に開催し、開催日時は、過去の実績及び市民のアンケート結果から平成 23 年度より、土曜日午後 7 時開会と決定
- 主幹は議会運営委員会が行い、企画、広報及び会場設営から片付けまですべて議員が担当
- 意見交換会のテーマは、地域防災、市立病院建設等市民が話しやすくなるように予め決定
- 現状と課題
 - ・ 参加者が少ない、とりわけ女性、若者が少ない
 - ・ 毎回出席して、必ず意見を言う方がいる
 - ・ 参加者の要求は、結果よりも経緯を知りたい
 - ・ 市議会としての考えより議員個人の考え、本音を知りたい
 - ・ 市民の意見を一般質問に生かしたという実績もあるが、最終目的である議員による政策立案までには至っていない。政策形成サイクルの不確立
 - ・ 見直す、止めるという意見も一部にはあるが、今後も継続していく

【質疑応答】

○議員定数

(1) 陳情書の対応

Q：陳情は今回が初めてか。

A：前回（平成 20 年 6 月）も 4 団体から陳情はあった。

Q：陳情者に検討結果を伝えたのか。

A：特別委員長が 4 団体に報告、説明した。

Q：陳情がなければ、定数削減の検討はしなかったのか。

A：しなかったと思う。

Q：次回も陳情で削減ということになれば、定数削減の限界はあるのか。

A：おのずと限界はあると思う。

Q：議会の独自性が薄れるのではないか。

A：議会報告会を継続的に実施する中で理解を深めていくしかないと思う。

(2) 常任委員会の人数

Q：討議に必要な人数は6人か7人と考えると、定数は18人か21人になるのではないか。

A：21人が妥当と考えたが、焼津市とのバランスがとれず、1人少ない20人が良いと考えた。

(3) 市民の意見

Q：アンケートなどは取らなかったのか。

A：8月の陳情から12月議会までの時間的余裕がなかった。また、18人や15人という意見が出た時の対応が難しい。

(4) 報酬との関係

Q：財政改革という観点では報酬削減案は出なかったのか。

A：当初はそういう意見も出たが、特別職報酬審議会に委ねるべきとなった。

【視察を終えての所見】

1. 議員定数

- ・ 適正な定数について7つの検討項目を挙げていたが、実際は議員も市民も近隣市で人口が約4万人多い藤枝市、焼津市との比較が一番で、それよりも少ない定数にするという考えがいきわたっていると思えた。
- ・ 今後の定数削減については、陳情、2市の状況よりも、島田市議会独自の考えによって判断しなければならない時期に来ているように思う。

2. 議会報告会

- ・ 議会基本条例制定前から、議会報告会を開催し、かなり長い実績を持っている点は評価できる。
- ・ 意見交換会のテーマの設定、開催日の決定など一部には改善点も見られるが、参加人数の伸び悩み、議員と参加者の考え方のギャップ、政策形成サイクルの不確立と報告会の根幹をなす部分での課題は多い。
- ・ 坂出市も同じ課題を共有するが、共に少しずつでも改善をしながら、報告会を継続し回を重ねていくしかなく、中止することは考えてはならない。



【3日目】 8月2日（金曜日）

三重県 四日市市

「通年議会及び議会報告会等について」

【内容】

1. 通年議会

四日市市は、議会の活性化を目指し平成9年度より様々な改革に取り組んでいる。平成12年度には市政活性化推進等議員懇談会を設置、平成17年度には議員政策研究会に改編し、また議員提案による政策条例の制定・改正にも取り組み、平成24年には四日市市観光大使設置条例の制定について議会で可決している。予算・決算議案の審査方法でも予算常任委員会及び決算常任委員会を設置し、所管ごとの4分科会を設置し審査を行っている。

四日市市市議会基本条例を平成23年に制定している。特徴としては、「市民との情報共有」「市民参加の推進」「議員間討議の活性化」を基本方針の三本柱としている。新たな取り組みとして定例会を年1回とし、会期を通年とする「通年議会」を導入している。導入前、議会の閉会中は、市長が臨時会を招集、付議事件の審査をしていたが、導入後、5月から翌年4月までの1年を通して議会が開会し、休会中の場合、災害等の突発的事件や緊急性のある課題、これまで地方自治法第179条第1項により専決処分を行っていた議決事件は、原則として議長の権限で緊急議会を開催し、審議することとなる。

2. 議会報告会

議会みずからが地域へ出かけ、市民へ議会活動について説明、報告することで、議会としての説明責任を果たし、市民が行政に何を求め、議会にどのような政策を求めているのかを把握するため、市民の皆さんとの意見交換会「シティ・ミーティング」を平成18年11月から開催した。

そして、議会基本条例の制定に伴い、平成23年9月定例会から議会報告会を開催している。毎回、常任委員会毎に会場を分け、第1部を議会報告会として各定例会の報告を行い、第2部をシティ・ミーティング（意見交換会）として決められたテーマについて市民との意見交換を実施している。

【質疑応答】

1. 通年議会

Q：通年議会を取り入れた発想、動機は何か。

A：通年議会を導入する事により、議会、委員会の活性化を目指し導入した。

Q：理事者の反応はどうか。

A：特別委員会の中で、疑問点を解消するために総務部と数ヶ月間議論した。

Q：委員会を開く時のテーマは、どのようにして決めるのか。

A：委員からの意見でテーマを決めている。また、報告書は委員会と執行部で意見調整をして作成している。

Q：予算・決算の審査を常任委員会とし多くの人で審査しているが、どのようにして審査しているのか。

A：常任委員会の所管毎の4分科会を設置し、各分科会で審査を行っている。

Q：緊急議会を開く場合の流れはどうなっているのか。

A：定例会同様、7日前に議会運営委員会を開き、確認、決定し、緊急議会を開く。

Q：反問権のこれまでの実績はどうなっているのか。

A：これまではなく、質問内容の確認が数回あった程度である。

Q：議員間の討議の参考とするため学識経験者等で構成する調査機関の設置とあるが、具体例を教えてください。

A：具体例はなく、他の自治体でもほとんどが議会基本条例の制定に関する事例が多いようである。

Q：通年議会導入にあたり、特別委員会で理事者と特に協議した内容はどのようなことか。

A：自治法上での運用面を協議し、根拠はないができない規定もないので、全国市議会議長会に確認すると、運用規程等で細部を規定できればよいとの回答だった。

Q：専決処分に対する理事者の反応を教えてください。

A：導入前後で特に変化はないが、委員会の回数が増えた分理事者の参加回数も増え、負担が増えているかと思われる。

Q：委員会の活動が活発になることにより、議会事務局の仕事も増えたのではないか。

A：今年4月より1名増員となり現在16名である。

Q：質問時間は何分か。

A：答弁を含んで1人30分以内である。

2. 議会報告会

Q：議会の最終日に議会報告会を開いているが、内容を教えてください。

A：委員会の報告をしている。また、テーマも決めて報告会を開いているが、場合によっては座長の裁量で報告会を進める。

Q：報告会のパンフレットの作成、議会運営委員会の承認はどのようにしているのか。

A：委員会の資料は委員会で作成するが、共通資料は事務局で作成している。承認は議会運営委員会ではしておらず、委員会に任せている。

Q：報告会を委員会単位で開いているが、他の委員会の質問に対する答弁はどのようにしているのか。

A：答弁者の私見ですがと断ってから答弁する場合もある。また、持ち帰り検討しなすと答弁することもある。

Q：報告会の参加人数を増やすよい方法があれば教えてほしい。

A：共通の悩みで、これまでに場所を変えたり議員の努力により報告会を開いている。またシティ・ミーティングを開いて意見を聞いている。

Q：インターネットに要する費用を教えてほしい。

A：委託料は年間170万円で、委員会の中継はウェブカメラを利用して5万円程度である。

【視察を終えての所見】

通年議会に関しては、導入することにより議長の権限で本会議を、委員長の権限で委員会を開催することができ、確かに委員会活動は盛んになると思う。四日市市では、導入前と比較して委員会の開催回数が1.7倍の回数に増えたようである。しかし、本市議会に導入を考えた場合、メリットもあるがデメリットのほうが多いと感じた。

議会報告会の開催は、四日市市も本市同様、参加人数をいかに増やすかで悩んでいるようである。そのなかで市民の皆さんとの意見交換会「シティ・ミーティング」は、本市でも検討の価値があると感じた。

